

公益認定等委員会だより



詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトを
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



文翔館(外観)



洗心庵(回遊式庭園)

委員の法人訪問記
① 北海道・東北ブロック
公益財団法人山形県生涯学習文化財団

目次

- P.2
電子申請システムの切り替えのお知らせ③
- P.3
委員の法人訪問記①
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- P.4~5
「平成29年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- P.6
公益認定申請サポートに関する情報・法人運営相談等について



平成30年9月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除 法人数	
内閣府	社 団	806	125	605
	財 団	1,678	329	841
都道府県	社 団	3,363	113	3,860
	財 団	3,720	438	2,887
合 計		9,567	1,005	8,193

(注) 公益目的支出計画実施法人

【システム切り替えのお知らせ】

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人、
公益認定申請中・申請予定の一般法人の皆様へ

本誌 第76号（平成30年9月7日発行）では、新システムにおける
申請方法を簡単に紹介いたしました。

＜現行システム＞

システムの申請ページに直接入力（電子申請）



＜新システム＞

申請様式（Excelファイル）をあらかじめダウンロード、
申請内容を入力したファイルをシステムにアップロード（電子申請）。

今回は、新たな申請様式のダウンロード開始時期のご案内です。

新たな申請様式は、現行システムにログインした直後のページで、**10月上旬からダウンロード可能**となる予定です。よく利用される手順を優先的に公開します。

（変更認定申請・変更届出・事業計画書等の提出・事業報告等の提出等）

11月19日（月）の新システム切替え以降に申請する法人は、新たな申請様式のご確認をお願いいたします。

11月16日（金）の現行システム切替え以前に申請する法人は、システム切替え以降に申請を補正する場合、新たな申請様式を利用させていただきますので、あらかじめご確認をお願いいたします。

11月16日(金)以前に行った申請の補正作業を、システム切替え後に行う場合、その申請内容が記入された新たな申請様式を、新システムでダウンロードすることができます。

新システムに関する情報は、公益法人information、本誌「公益認定等委員会だより」、及びメールマガジンにてご案内いたしますので、確認をお願いいたします。

＜システム切替え作業のスケジュール＞

11月16日（金）現行システムの運用停止・システム切替え作業

11月19日（月）新システムの運用開始

※現行システム停止時刻については、確定し次第改めてお知らせします。

＜システム利用停止のお知らせ＞

新システムの稼働準備作業のため、以下の日時にシステムを停止します。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

10月26日（金）21:00 ～ 29日（月）9:00

11月 9日（金）21:00 ～ 12日（月）9:00



平成30年9月12日に山形県で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（北海道・東北ブロック会議）に際し、内閣府公益認定等委員会の小林委員及び恵委員が、翌13日に公益財団法人山形県生涯学習文化財団を訪問しましたので、その様子を紹介します。

今回の訪問では、法人の細谷理事長、矢口専務理事、池田常務理事、ガイドボランティアの小関さん、山形県の方々にご対応いただき、法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換、施設の見学などを行いました。



施設見学の様子
(文翔館の旧知事室)

公益財団法人 山形県生涯学習文化財団

山形県民の自発的な生涯学習、文化活動、男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的として設立されました。

法人の沿革

平成 2年 2月	財団法人山形県生涯学習人材育成機構として設立
平成 2年 7月	山形県生涯学習センターの管理を受託
平成 7年10月	山形県郷土館：文翔館（旧県庁舎及び県会議事堂：重要文化財指定）の管理を受託
平成12年 4月	財団法人山形県生涯学習文化財団に改称
平成13年 4月	山形県男女共同参画センターの管理を受託
平成18年 4月	指定管理者制度導入により各施設について指定管理者の指定を受ける
平成24年 4月	公益財団法人山形県生涯学習文化財団へ移行
平成26年 4月	洗心庵（山形県緑町庭園文化学習施設）の指定管理者の指定を受ける

法人公式ホームページ

<http://www.gakushubunka.jp/>

活動内容

財団から、法人の活動内容について、以下をはじめとしたご説明をいただきました。

1. 財団は山形県の指定管理業務として各施設の管理を行うとともに、次の4施設を「歴史文化ゾーン」として、その魅力の発信と施設利用促進のため、スタンプラリーなどを実施。
(①複合施設「遊学館」、②分館「洗心庵」、③山形県郷土館「文翔館」、④県立博物館分館「教育資料館」)
2. 生涯学習推進事業では、山形の特徴や特性を研究し、山形に生きることの意義、自らのアイデンティティや地域づくりを考える「山形学」の講座を開設するほか、フォーラムを実施。
3. 文化振興事業では、文翔館議場ホールを会場とした文翔館芸術劇場などを実施。
4. 男女共同参画推進事業では、広報誌「チェリア」の発行、女性リーダーの育成を図る「チェリア塾」を開催。この「チェリア」とは山形県の名産「チェリー」と「エリア」を組み合わせた造語で、センター主催の男女共同参画フェスティバルのことも「チェリアフェスティバル」と呼ばれています。
5. 女性だけでなく男性の意識啓発も重要と考え、男性が参加しやすいように「ちがいがわかる男のコーヒー座談会」を土曜日に開催。

意見交換

施設の大規模修復は県が行うが、小規模修復は法人が行うので、苦慮しているとのことでした。また、課題として「国際化」「財政面」があり、外国語の館内表示設置の検討や、史上稀にみる低金利の影響により、特定資産の運用益が得にくくその対応に苦慮されているようでした。

委員より、法人が特に一般寄附を集める方策案として「来館者が感動を表すことができる募金箱のようなものを設置してはどうか」との提案をし、財団から「大変有用なご意見をいただきました」との声がありました。

ボランティアガイドによる施設案内(洗心庵)



ガイドのご説明に再訪問を決意！

「平成29年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも合わせて御覧ください。
<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>

■はじめに

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものです。

今般、都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁(内閣府及び都道府県)分の公益法人の概況を取りまとめ、また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータと併せて収録し、公表しました。

■ポイント

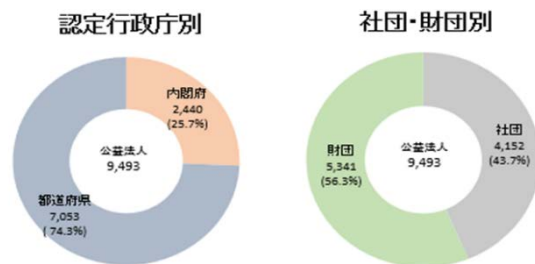
1. 公益法人総数は、9,493法人

全国的に、特例民法法人から公益法人への移行はほぼ完了しており、公益法人総数は9,493法人となりました。

(平成29年12月1日現在。前年同日は9,458法人。)

平成29年度に、新たに公益認定を受けた一般法人は、内閣府認定は53法人、都道府県認定は29法人です。

＜公益法人総数の内訳＞



2. 公益法人の公益目的事業費用の総額は約4.6兆円

公益法人の年間の公益目的事業費用(注1)の総額は、4.58兆円です(注2)。規模別では、以下2つの分類で全体の5割以上を占めています。

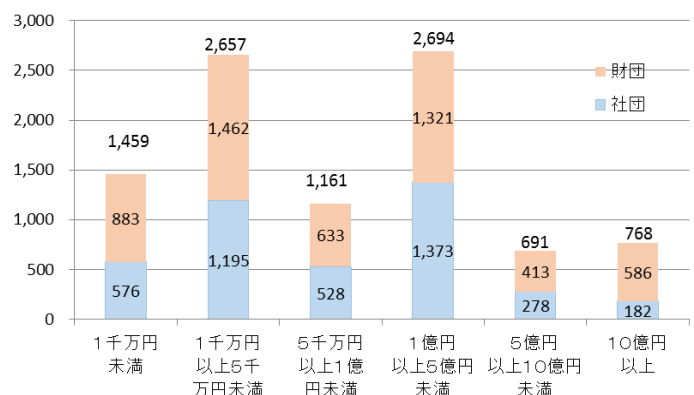
「1千万円以上 5千万円未満」28.2%

「1億円以上 5億円未満」28.6%

注1：公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用

注2：1年間の財務データが得られた9,493法人の集計値

公益目的事業費用
費用規模別の法人数の内訳



(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

3. 公益目的事業の目的別割合、事業類型別割合



公益目的事業の事業目的別(23事業)割合	公益目的事業の事業類型別(18種類)割合
<p>公益法人等が行う公益目的事業を目的別に見ると、多い順に以下のとおりです。</p> <p>「地域社会発展」 35.0%</p> <p>「児童等健全育成」 20.8%</p> <p>「高齢者福祉」 17.8%</p> <p>「学術・科学技術振興」 16.7%</p> <p>「教育、スポーツ等を通じた国民の心身の健全な発達、豊かな人間性を涵養」 16.6%</p> <p>「文化、芸術振興」 16.6%</p> <p>「公衆衛生向上」 14.4%</p> <p>「就労の支援」 13.1%</p> <p>「障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪被害者の支援」 10.1%</p> <p>「地球環境保全」 8.2%</p> <p>「国政の健全な運営確保に資すること」 7.2%</p> <p>「国際相互理解促進、開発途上の海外地域への経済協力」 6.9%</p> <p>「国土の利用、整備、保全」 4.6%</p> <p>「事故災害防止」 4.6%</p> <p>「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保」 4.3%</p> <p>「消費者利益擁護、増進」 4.2%</p> <p>「自由な経済活動機会確保、促進、活性化等による国民生活の安定向上」 3.7%</p> <p>「男女共同参画社会形成、より良い社会形成促進」 3.2%</p> <p>「勤労者福祉」 2.8%</p> <p>「犯罪防止、治安維持」 2.0%</p> <p>「差別偏見防止」 1.0%</p> <p>「思想、良心、信教、表現の自由の尊重擁護」 0.4%</p> <p>「その他、政令で定めるもの」 0.0%</p> <p>(注3)</p>	<p>公益法人等が行う公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に以下のとおりです。</p> <p>「講座、セミナー、育成」 68.2%</p> <p>「調査、資料収集」 36.4%</p> <p>「相談、助言」 33.5%</p> <p>「助成（応募型）」 30.3%</p> <p>「表彰、コンクール」 24.6%</p> <p>「体験活動等」 24.6%</p> <p>「キャンペーン、〇〇月間」 23.0%</p> <p>「施設の貸与」 12.1%</p> <p>「博物館等の展示」 9.1%</p> <p>「競技会」 7.8%</p> <p>「展示会、ショー」 7.2%</p> <p>「資格付与」 6.2%</p> <p>「主催公演」 5.9%</p> <p>「技術開発、研究開発」 4.9%</p> <p>「検査検定」 3.4%</p> <p>「資金貸与、債務保証等」 3.3%</p> <p>「自主公演」 3.1%</p> <p>「上記の事業類型に該当しない事業」 72.2%</p> <p>(注3)</p>
<p>(注3) 複数の事業を行う法人及び複合形態の事業もあるため、複数計上されています。</p>	

公益認定申請サポート・法人運営相談等について



本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）**についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。10月末から11月上旬にかけて、12月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分

■ 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

・10月18日（木）東京第5回：東京都千代田区 日本教育会館

・11月15日（木）福岡第1回

・11月29日（木）東京第6回

・12月6日（木）大阪第2回

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。



活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

● 本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524

メール: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。